

イエローカード活動について

ふんの放置



飼い犬のふんの放置は後を絶たず、環境美化の観点だけではなく、衛生面においても問題で、多くの方が迷惑されています。イエローカード活動は、自治会等のみなさんと定期的に町を巡回していただき、放置されているふんに警告カードを置いていただき、地域全体で飼い主へのマナー違反の認識や、飼養者への適正な飼い方を啓発することが目的です。

団体、グループで登録していただきます

地域の自治会や、美化活動に取り組んでいただいている市民団体、事業所の地域貢献活動等、団体やグループで登録して取り組んでいただきます。

多くの方々が参加して取り組んでいただくことが、マナーの悪い飼い主への警告や抑止力につながります。活動の範囲が狭すぎると効果が期待できませんので、個人ではなく、できるだけ賛同者を集めるなどしてグループで登録して活動してください。（個人の登録はできません。）

市役所地域環境課19番窓口または郵送にて登録申請を受け付けます。

申請書は窓口でご記入いただくか、市のホームページからダウンロードしたものをお使いください。ご希望の場合は申請書を郵送いたします。

準備の都合上、窓口にお越しただいで申請いただく場合は、事前に連絡いただきますようお願いいたします。

巡回・カードの設置

＝ イエローカード活動は、2週間でサイクルの活動を基本とします ＝

まず、町内を巡回していただき、放置されているふんの横にイエローカードを設置します。設置時にはふんは取り除かず、そのままにしておきます。このことで、放置した飼い主に「みんなで監視している」ことを認識させます。設置した場所がわかるように、地図に明確に記録しておきましょう。

カードは三角形の立体バージョンと、道路に貼り付ける平面バージョンがありますので、通行の妨げにならないように、場所によって使い分けてください。また、通行人がカードを踏んで滑ってケガをされること等も考えられるので、設置には十分注意してください。

※ 私有地や車道、交通・通行の妨げとなる場所には、絶対に設置しないでください。

1週間後

カードを設置した場所を巡回して、設置したイエローカードの調査を行い、その後のふんの状況を集計表に記録します。この時、ふんがなくなっても、回収日までそのままにしておきます。

新たに放置されたふんを発見したら、新しいカードを設置して地図に記録します。

2週間後

カードを設置した場所を巡回して、すべてのイエローカードと区域内に放置されているふんを回収し、集計表に記録します。カードがごみにならないように、地図に記録された場所や集計表と照らし合わせて、回収忘れがないように注意しましょう。

回収したふんは、ビニール袋を2～3重にするなど、中身が出ないようにして、燃えるごみの中に入れて出してください。

※ 設置したカードは、やりっぱなしで放置することのないように、必ず回収してください。

※ 再利用できるカードは、水洗いするなどして再度活用してください。

この活動を1サイクルとして、2回目、3回目と活動を続けていただきます。常に住民が監視している事を周知徹底することが目的です。3ヶ月程度で効果が現れるといわれています。ここでは、巡回の間隔を1週間単位で説明しましたが、ふんの回収時期や調査の間隔を10日単位にするなど、地道に長期間での活動となるように、その地域に合った実施方法を決めて取り組んでください。

吹田市が用意するイエローカード活動セット

イエローカード

立体用（1団体につき20枚）

平面用（1団体につき20枚）

集計表（記録用紙） 1団体10枚

ごみ袋 1団体1袋（40枚入り）

金バサミ 1団体3本

イエローカード活動実施中周知ポスター A4版 1団体3枚



団体に用意していただくもの

ガムテープ等 マジック等筆記用具 割り箸等、その他、イエローカード、集計表、ポスター等の不足分は、各団体に増し刷りしてください。

吹田市 環境部 地域環境室 地域環境課
〒564-8850

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06-6384-1361

FAX 06-6368-7350